

第 6 回都市計画審議会専門委員会

都市計画区域マスタープランの改定原案について

令和 7 年 1 1 月 1 0 日

1

はじめに（前回の振り返り）

- 1 区域マスタープランの概要
- 2 改定のスケジュール

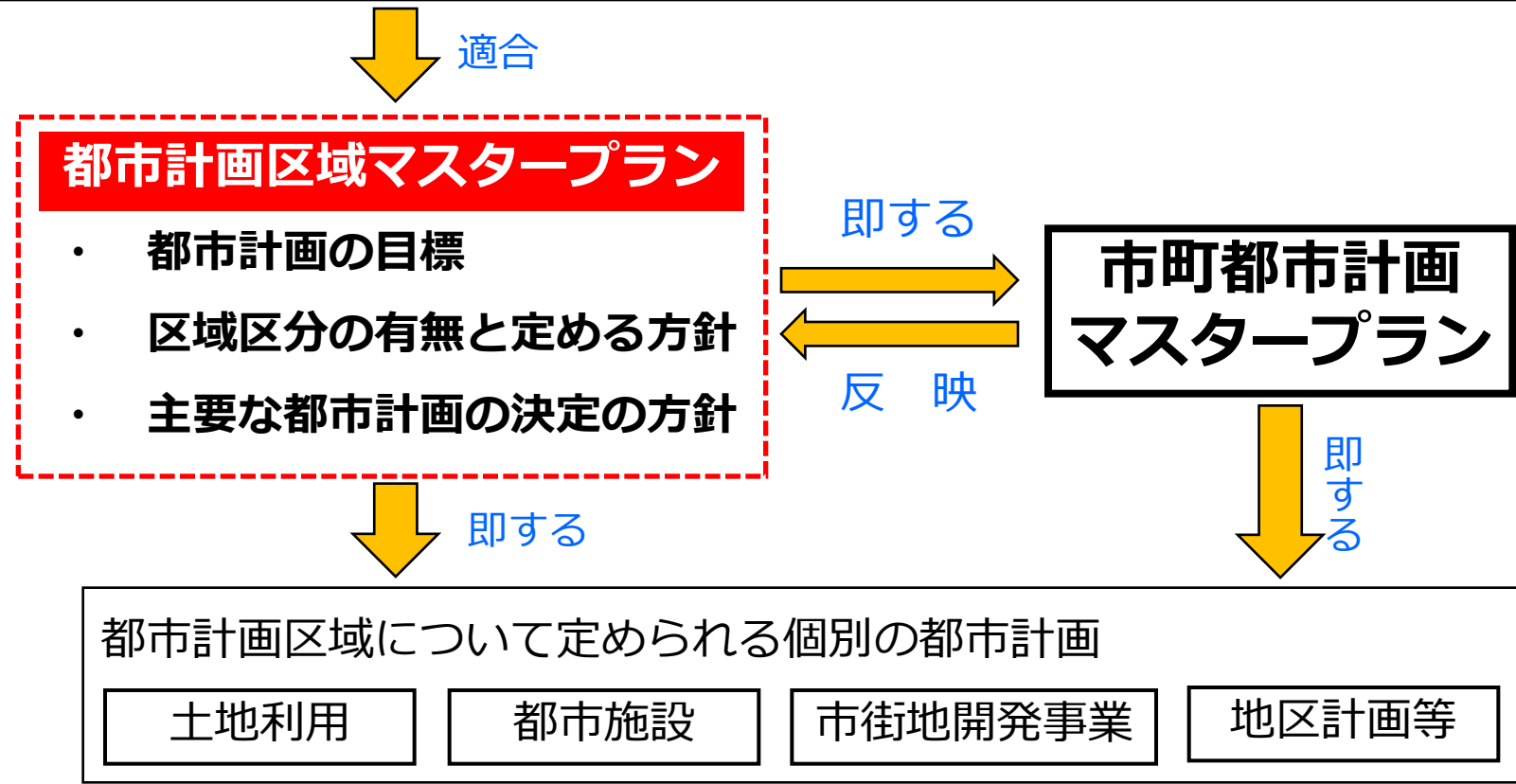
1 区域マスタープランの概要（振り返り）

都市計画区域マスタープラン（区域マス）とは

中長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにし、都市計画区域ごとの都市計画の基本的な方向性を示す

都市計画法第6条の2

国土計画、宮崎県総合計画、宮崎県都市計画に関する基本方針



3

2 改定スケジュール

	令和6年度			令和7年度										令和8年度		
	1月	2月	3月	4～6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
都市計画審議会						都市計画審議会				都市計画審議会			都市計画審議会			公表（告示）
専門委員会		専門委員会		前回（第5回）	専門委員会	素案報告			今回（第6回）	原案報告						
概要、改定方針の説明				改定素案の報告・検証				改定原案の報告・検証								

第6回専門委員会の調査検討事項

- これまでの意見等への対応について（専門委員会、審議会、関係機関への意見照会等）
- 区域区分（線引き制度）の決定の有無（振り返り）

4

説明内容

- 1 前回の専門委員会、審議会及びパブリックコメント、意見照会での御意見とその対応について
- 2 区域区分（線引き制度）の決定の有無について

5

1 前回の専門委員会、審議会及び意見照会等での御意見とその対応について

1 第5回専門委員会での御意見

専門委員御意見

- ①防災都市づくりにおける道の駅の位置づけについて
- ②事前復興まちづくりにおける被害想定について

該当箇所

第4章	主要な都市計画の決定方針	
第5節	防災都市づくりに関する方針	【中部圏域（原案）P.33～】
巻末資料	事前復興まちづくりに向けて（概要版）	
背景		【中部圏域（原案）P.40～】

専門委員会 御意見①

防災都市づくりにおける道の駅の位置づけについて

⇒防災道の駅等、道の駅の防災拠点としての機能が重要視されていることから、広域的な観点での配置方針や整備方針を位置づけることが望ましい。

現行「区域マスタープラン」

第4章 主要な都市計画の決定方針

第5節 防災都市づくりに関する方針【全圏域共通】

現行区域マス

2. 防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針

(4) 災害に強い都市の拠点等の整備に関する方針

- 大規模災害時に、被災地における救命・救助・消化・医療救護活動やその後の復旧活動等を的確に行うため、自衛隊、警察、消防等の広域支援部隊が迅速に参集し、活動する拠点機能について、地域防災計画等と整合を図りながら必要となる機能強化を推進します。

・・・

3. 主要な施設の配置の方針

緊急輸送道路、緊急交通路及び防災拠点等は、県及び市町の地域防災計画等に基づき、各圏域及び拠点間の広域的で代替性のある連携・補完を目指します。

なお、これらの主要な施設は、災害発生箇所や災害の種類、規模により施設の機能分担を図り、円滑な災害対策活動を推進します。

・・・

(2) 防災拠点等

- 救援物資の備蓄・集積拠点

宮崎空港、宮崎港、J R 駅前広場、物流拠点、I.C、S.A、P.A、道の駅、宮崎県総合運動公園 等

現行「地域防災計画」

第1款 道路等交通関係施設の整備と管理

第1項 基本方針

道路・鉄道等の公共施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことの出来ないものであり、また、災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。したがって、各施設ごとに被害を最小限にとどめるための安全性の確保及び被害軽減のための諸施策を実施する必要がある。

第2項 対策

1 道路施設

・・・

(4) 道の駅の防災機能強化

防災機能を有する道の駅を地域防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。

・・・

現行「新広域道路交通計画」

2. 交通・防災拠点計画

・・・

③道の駅の防災拠点化と「小さな拠点」に対する移動機能拡充

道の駅の防災機能強化とともに、「小さな拠点」としての機能を強化するために、集荷・宅配・コミュニティバスなどの、生活サービス支援や観光地へ誘導するハブ機能及び立地条件を活かした防災拠点機能の充実を目指します。

・・・

道の駅の重要物流道路、広域道路ネットワーク

県内には道の駅が整備中も含めて19箇所あり、特に道の駅「都城」「くしま」「北川はゆま」は、重要物流道路及び広域道路ネットワークの指定路線に隣接し、広域的な復興・復旧活動拠点として重要な役割を担う

1 第5回専門委員会での御意見 【全圏域共通】

専門委員御意見①

防災都市づくりにおける道の駅の位置づけについて
⇒防災道の駅等、道の駅の防災拠点としての機能が重要視
されていることから、広域的な観点での配置方針や整備
方針を位置づけることが望ましい。



専門委員御意見①に対する県の考え方

道の駅の防災拠点としての位置付けや整備方針については
、地域防災計画や新広域道路交通計画等の他計画で既に詳細
に位置づけられており、区域マスにおいては現行の記載内容
で十分であると考えことから、**変更は行わない**。
今後も他計画と連携しながら、道の駅を含めた防災拠点の
配置・整備を行うこととする。

【中部圏域（改定原案）P.33～】

9

1 第5回専門委員会での御意見 【全圏域共通】

専門委員御意見②

事前復興まちづくりにおける被害想定について
⇒沿岸部の南海トラフ巨大地震や河川の氾濫だけではなく、
新燃岳等の火山による被害も記載してもらいたい。



専門委員御意見②に対する県の考え方

現行の北諸県・西諸県圏域の区域マスにおいて、圏域の
課題として、霧島山系による火山災害などに対して、被害
を防止、軽減するために、災害リスクの分析・評価などに
基づいた災害に強い都市づくりが求められていることを記
載しているため、巻末資料の事前復興まちづくりにおいて
も背景部分に、霧島山系による火山災害を明記します。

【中部圏域（改定原案）巻末資料】

審議会委員御意見

- ①都市計画区域外も含めた流域治水の図面の追加について
- ②流域治水に関する住民の取組みの追記について
- ③事前復興まちづくり計画における多様な主体の連携について

該当箇所

第4章 主要な都市計画の決定方針
第5節 防災都市づくりに関する方針

【中部圏域（原案）P.33～】

審議会委員御意見①

都市計画区域外も含めた流域治水の図面の追加について
⇒流域治水の取組みは都市計画区域内外関係なく実施するものであるため、流域全体が分かるような図面の追加を検討して欲しい。



審議会委員御意見①に対する県の考え方

第4章第5節において、流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」の取組みを推進することを示している。
より流域全体での取組みであることが明確になるように、各圏域に関する流域治水取組図を追加することとする。

【中部圏域（改定原案）P.33～】

第4章 主要な都市計画の決定方針

第5節 防災都市づくりに関する方針 **【全圏域共通】**

1. 基本方針

【豪雨・土砂災害】

追加案

【中部圏域（改定原案）P.34】

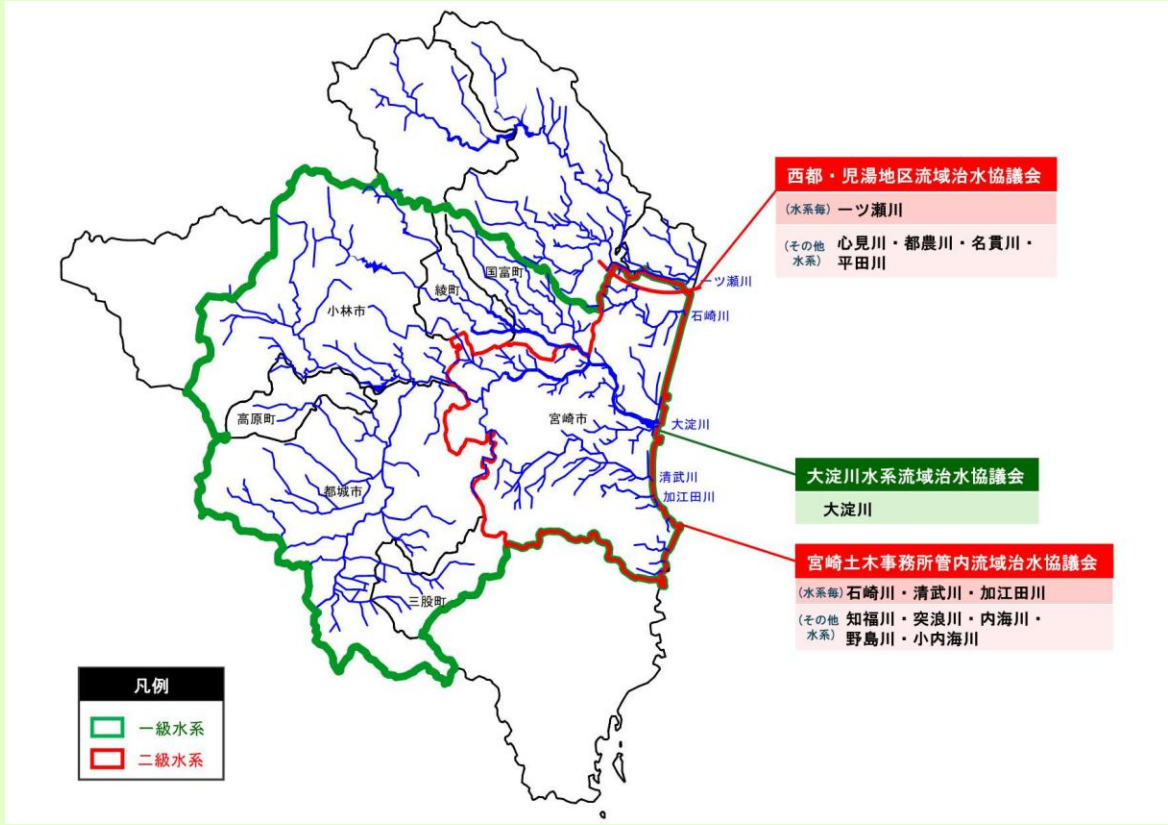


図 中部圏域に係る流域治水取組図

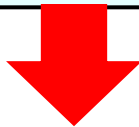
13

2 第158回都市計画審議会での御意見

審議会委員御意見②

流域治水に関する住民の取組みの追記について

⇒現行区域マス改定案においては、流域治水に関する取組例として、住民が取り組む事項についても追記してもらいたい。



審議会委員御意見②に対する県の考え方

第4章第5節において、流域治水の取り組み例として、行政が行う特定都市河川の指定のみを記載している。

流域治水は官民が連携して取り組む必要があることから、より住民による取組みを推進するため、住民が取り組む事項について追加することとする。

【中部圏域（改定原案）P.33】

14

第4章 主要な都市計画の決定方針

第5節 防災都市づくりに関する方針【全圏域共通】

1. 基本方針

【豪雨・土砂災害】

追加案

【中部圏域（改定原案）P.33】

気候変動の影響により、近年頻発する豪雨等による水災害や土砂災害の発生頻度が高まることが懸念されるため、**住民や民間事業者、河川管理者等の流域**に関わるあらゆる関係者が協働し、**雨水貯留浸透施設の整備**や特定都市河川の指定**などによる流域における貯留機能の整備・保全等**、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進し、引き続きハード・ソフト対策に一体的・計画的に取り組みながら、災害に強いまちづくりを推進します。

追加趣旨

流域治水の取り組みの官民連携の部分が強調されるよう、あらゆる関係者の具体的な例として、「住民や民間事業者、河川管理者等」を追加する。
また、一般住民の取組例として「雨水貯留浸透施設の整備等による流域における貯留機能の整備・保全」を追加する。

15

2 第158回都市計画審議会での御意見

審議会委員御意見③

事前復興まちづくり計画に関して、各企業も災害時の復旧・復興計画を立てていると考えられるため、区域マスの記載の中に企業も明示してもらいたい。



審議会委員御意見③に対する県の考え方

被災後を見据えて企業・事業者との情報共有や連携を早期に取り組む必要があるため、事前復興まちづくり計画の検討を進める多様な主体（県民・市町・県など）の中に「事業者」として明示を行う。

【中部圏域（改定原案）P.33】

16

第4章 主要な都市計画の決定方針

第5節 防災都市づくりに関する方針【全圏域共通】

1. 基本方針

追加案

【中部圏域（改定原案）P.33】

- 地域防災計画等や市町マスタープラン、立地適正化計画の防災指針などを活用して、県民や事業者、市町及び県などの多様な主体が連携して事前復興まちづくり計画の検討を進めます。また、「復興まちづくりの目標」をはじめ、被災後の「復興体制」や、「まちの復興像」、「土地利用」などの考え方を整理することで、「防災・減災」のための事前の準備や発災後の対応を迅速に行うための体制づくりに繋げていきます。

追加趣旨

事前復興まちづくり計画の検討を進める県民・市町・県などの多様な主体に「事業者」を追加する。

3 パブリックコメント及び関係機関への意見照会の実施

パブリックコメント

募集期間：令和7年9月22日（月）～令和7年10月22日（水）

周知方法：プレスリリース、県ホームページ、県政けいじばん

御意見

意見なし

3 パブリックコメント及び関係機関への意見照会の実施
意見照会

実施日：①令和6年5月24日（金）【改定作業前の意見照会】
②令和7年6月16日（月）【改定素案に対する意見照会】
③令和7年8月27日（水）【改定素案に対する意見照会】

照会先：都市計画区域を有する県内19市町
各土木事務所、各農林振興局
県庁関係各課【②③のみ】

総合政策部	総合政策課、総合交通課、中山間・地域政策課
総務部	総務課、危機管理課
福祉保健部	福祉保健課
環境森林部	環境森林課、自然環境課、森林経営課
商工観光労働部	商工政策課、企業立地課
農政水産部	農村計画課
県土整備部	道路建設課、道路保全課、河川課、砂防課、港湾課、 建築住宅課、高速道対策局、盛土対策課
警察本部	交通規制課

御意見
整備予定箇所の更新について(道路・河川・公園)、各拠点の更新について(工業・流通)
公共交通機関の利用促進の追加について、市街地における住宅整備の方針について
空き家等の住宅施策に関することについて

説 明 内 容

- 1 前回の専門委員会、審議会及び
パブリックコメント、意見照会での
御意見とその対応について
- 2 区域区分（線引き制度）の決定の
有無について

区域区分の決定の判断

○宮崎広域都市計画区域

引き続き

区域区分を適用する

○日向延岡新産業都市計画区域

引き続き

区域区分を適用する

○上記以外の都市計画区域

引き続き

区域区分を適用しない